



木村 洋子 議員
(日本共産党)

擁壁の設置基準を見直すべきでは

公平で良好な宅地整備を目的に設定



織笠地区の高台団地

問 高台移転の宅地造成で、当町はのり高1メートル以上で擁壁を設置する基準を設けているが、自治体によっては30センチメートルで設置するところもある。高台移転は山を切り崩した土地造成が多く、雨で流れやすい地質であるため、低いのに高でも擁壁は必要と考える。また、100坪でのり高70センチメートルの宅地では、平地が80坪にしかない。

被災世帯の経済的負担軽減と、安心して暮らせる住環境を提供するた

め、現在の擁壁の設置基準を見直すべきである。また、既に高台移転の宅地造成が完了した織笠地区においては、不平等にならないような対応をすべきと考える。

佐藤町長 震災復興事業

による宅地整備は、町で定めた宅地整備基準により擁壁の設置は1メートル以上としている。1メートル未満となるのり面仕上げについては、植生シートによる保護となる。造成の事業費を抑えることもあるが、全ての宅地の高低差に擁壁を設置すると、宅地出入口等の設置に対する自由が利かなくなることが考えられる。

宅地整備基準は経済的な負担を伴う擁壁の設置等を個人で行ってもらうことを前提としたものではなく、公平かつ良好な宅地整備を行うことを目的に設定したものである。

不公平感のない 土地換地を

了解を得た上で仮換地指定

問 土地区画整理事業等の土地換地に関して、住民から苦情などは出ていないか。あればどのような内容か。不公平感が生じないような換地作業と納得のいく住民説明が重要と考えるが、どのように対応しているか。

町長 土地区画整理事業の仮換地については、不公平感が生じないよう道路などの環境が従前の宅地と同じ条件になるよう定めているが、減歩率、宅地形状、宅地の方向な

どに対する意見が寄せられている。意見については、個別に説明し了解を得た上で仮換地指定をしている。

問 個別の説明の際、住民の不安な気持ちを逆なでするような発言をする職員がいると聞く。当町はNPO問題もあり、対応は誠心誠意尽くすべきなのは。

花坂総務課長 確認し、再度指導徹底を図りたい。

その他の質問

◆高台移転の抽選で残った宅地は、公募するなどスピード感を持って対応を

◆緊急雇用創出事業の見通しと従業員への雇用終了の説明は十分に
◆高台移転の住宅建築基準は日当たりを考え、当町独自で設けては